

漁業特定技能協議会漁業分科会及び養殖業分科会の設置

漁業特定技能協議会運営要領（平成31年3月27日漁業特定技能協議会決定第1号。以下「運営要領」という。）第8条第1項、第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり分科会を設置する。

（漁業分科会）

第1条 漁業特定技能協議会（以下「協議会」という。）に、漁業分科会を置く。

2 漁業分科会は、漁業職種に関し、運営要領第2条の協議事項のうち、次の事項について協議する。

- 一 第1号（特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨及び優良事例の周知並びに法令順守の啓発）
- 二 第2号（漁業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定）
- 三 第4号（特定技能外国人の受入れに係る人権上の問題その他不正行為に対する横断的な再発防止）
- 四 第6号（大都市圏等への特定技能外国人の過度の集中回避に係る対応策の検討・調整）
- 五 第8号（その他特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用に資する取組）

3 漁業分科会の構成員は、別紙のとおりとする。

4 漁業分科会の協議をもって、協議会の協議とする。

（養殖業分科会）

第2条 協議会に、養殖業分科会を置く。

2 養殖業分科会は、養殖業職種に関し、運営要領第2条の協議事項のうち、次の事項について協議する。

- 一 第1号（特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨及び優良事例の周知並びに法令順守の啓発）
- 二 第2号（漁業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定）
- 三 第4号（特定技能外国人の受入れに係る人権上の問題その他不正行為に対する横断的な再発防止）
- 四 第6号（大都市圏等への特定技能外国人の過度の集中回避に係る対応策の検討・調整）
- 五 第8号（その他特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用に資する取組）

3 養殖業分科会の構成員は、別紙のとおりとする。

4 養殖業分科会の協議をもって、協議会の協議とする。

(別紙)

1 漁業分科会

漁業職種の特定技能雇用契約の相手方となる運営要領第3条第1号に規定する構成員（以下「1号構成員」という。）

一般社団法人大日本水産会

全国漁業協同組合連合会

一般社団法人全国いか釣り漁業協会

一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会

一般社団法人全国底曳網漁業連合会

一般社団法人日本定置網漁業協会

一般社団法人全国まき網漁業協会

全国かじき等流し網漁業協議会

全国金目鯛底はえ縄漁業者協会

全国さんま棒受網漁業協同組合

海士町

長崎県

全日本海員組合

水産庁

2 養殖業分科会

養殖業職種の特定技能雇用契約の相手方となる1号構成員

全国漁業協同組合連合会

海士町

一般社団法人全国海水養魚協会

一般社団法人全日本持続的養鰻機構

全国真珠養殖漁業協同組合連合会

全国海苔貝類漁業協同組合連合会

全国内水面漁業協同組合連合会

一般社団法人全日本錦鯉振興会

愛南漁業協同組合

水産庁